

令和3年3月 埼玉県保健医療部薬務課 地域連携薬局に係るアンケートの実施結果

表2 地域連携薬局の認定の希望 (n=606)

	回答数	割合%
施行と同時に取得したい	59	9.7
1年以内に取得したい	72	11.9
3年以内に取得したい	99	16.3
検討中	308	50.8
取得しない	68	11.2

表3 認定を希望する薬局の準備状況 (n=230)

	準備ができていない		②程度準備ができていない		③程度準備ができていない		準備が着手している		準備ができていない	
	回答数	割合%	回答数	割合%	回答数	割合%	回答数	割合%	回答数	割合%
(1) 情報提供を行う場所の設置	171	74.3	29	12.6	23	10.0	28	12.2	31	13.5
(2) バリアフリー構造	201	87.4	48	20.9	39	17.0	12	5.2	17	7.4
(3) 地域包括ケアシステムに関する会議への継続的参加	106	46.1	15	6.5	24	10.4	83	36.1	41	17.8
(4) 地域の他の医療機関との連携体制	110	47.8	22	9.6	31	13.5	78	33.9	38	16.5
(5) 地域の他の医療機関への情報提供回数(月平均30回以上)	74	32.2	17	7.4	32	13.9	110	47.8	46	20.0
(6) 地域の他の薬局との連携体制	171	74.3	62	27.0	20	8.7	34	14.8	20	8.7
(7) 時間外(休日・夜間を含む)対応	182	79.1	20	8.7	20	8.7	23	10.0	21	9.1
(8) 医薬品の調剤機能	207	90.0	57	24.8	12	5.2	15	6.5	1	0.4
(9) 麻薬小売業者免許の取得	224	97.4	2	0.9	1	0.4	2	0.9	1	0.4
(10) 無菌調剤対応	50	21.7	9	3.9	6	2.6	72	31.3	108	47.0
(11) 医療安全対策	215	93.5	60	26.1	14	6.1	9	3.9	4	1.7
(12) 常勤薬剤師の勤務年数又は人数	175	76.1	19	8.3	15	6.5	49	21.3	5	2.2
(13) 勤務薬剤師の地域包括ケアシステムに関する研修の受講状況	105	45.7	19	8.3	32	13.9	84	36.5	41	17.8
(14) 地域の他の医療提供施設への情報提供	103	44.8	20	8.7	18	7.8	83	36.1	40	17.4
(15) 在宅患者訪問管理指導又は在宅医療管理指導の回数(月平均2回以上)	173	75.2	11	4.8	21	9.1	36	15.7	21	9.1
(16) 高度管理医療機器等販売許可の取得	165	71.7	0	0.0	2	0.9	19	8.3	43	18.7

地域連携薬局



- 【主な要件】
- ・関係機関との情報共有 (入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等)
 - ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
 - ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
 - ・在宅医療への対応 (麻薬調剤の対応等)

② 服薬情報提供実績

地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して、下記A~Dの様な報告及び連絡をした実績が、過去1年間で月平均30回以上必要です。A~Dまで満遍なく実施することが求められていますが、調剤報酬の算定の有無は関係ありません。また、薬剤師が主体的に収集した情報の共有を促すことが趣旨であるため、検査値等の情報共有、疑義照会等は実績には含まれません。

- A. 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績
- B. 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績
- C. 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績
- D. 在宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績

・厚労省資料 (R3.1.29) :

薬生発0129第6号「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(認定薬局関係)」

(3) 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績 (規則第10条の2第2項第3号関係)

① 本規定の取扱い

本規定は、前号の体制を構築した上で、薬局開設者が、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間に於いて、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬剤師から医療機関に勤務する薬剤師等に対して次に掲げる報告及び連絡させた実績として月平均30回以上を求めるものであること。

- ア 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績
- イ 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績
- ウ 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績
- エ 居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績

上記ア~エについては、いずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施することが望ましいこと。

②留意事項

報告及び連絡した実績に該当するものについては、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報に基づき、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書(地域情報連携ネットワーク等を含む)を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。

ただし、医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供、服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載及び薬剤師法(昭和35年法律第146号)第24条に基づく疑義照会は、本規定における報告及び連絡させた実績には含まれないものであること。

また、報告及び連絡に用いる文書の様式については、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましいこと。

なお、当該報告及び連絡については、医療機関との連携を確保するために設けたものであり、本規定で定められた実績を達成すること自体を目的とするのではなく、当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や利用者が希望する場合等は、その都度行うことが求められるものであること。